

平成 30 年度以降に係る地域密着型サービスの公募について

1 基盤整備および事業者の公募について

第 7 期介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の基盤整備を進めるため、小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業者を公募します。

2 本市地域密着型サービス施設の現状と第 7 期計画における整備計画

| 施設の 種別 | 現施設数 | | 第 7 期計画 | | | 計画後の 施設数 | |
|---------------------------|------|-----|------------------|------------------|------------------|-------------|----|
| | 生活圏域 | 施設数 | 平成 30 年度 整備計画 | 平成 31 年度 整備計画 | 平成 32 年度 整備計画 | 圏域別 | 総数 |
| 小規模多 機能型居 宅介護 | 山東圏域 | 0 | 1 | | | 1 | 1 |
| | 伊吹圏域 | 0 | | | | | |
| | 米原圏域 | 1 | | | | 1 | 1 |
| | 近江圏域 | 1 | | | | 1 | 1 |
| 看護小規 模多機能 型居宅介 護 | 山東圏域 | 0 | 1 | | | 1 | 1 |
| | 伊吹圏域 | 0 | | | | | |
| | 米原圏域 | 0 | | | | | |
| | 近江圏域 | 0 | | | | | |

3 公募概要

- (1) 施設の種別 小規模多機能型居宅介護事業所
- 整備施設 1 施設【登録定員 上限 29 人（通所<利用定員>18 人、宿泊<利用定員>9 人）】
 - 応募資格 既に介護保険事業の運営を行っている法人もしくは新規に介護保険事業を開始する法人
 - 整備期間 平成 30 年度・31 年度中
 - 事業開始 平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月
- (2) 施設の種別 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 整備施設 1 施設【登録定員 上限 29 人（通所<利用定員>18 人、宿泊<利用定員>9 人）】
 - 応募資格 既に介護保険事業の運営を行っている法人もしくは新規に介護保険事業を開始する法人
 - 整備期間 平成 31 年度・32 年度中
 - 事業開始 平成 32 年 4 月～平成 33 年 3 月

4 公募から事業開始までのスケジュール（予定）

| 内容 | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 看護小規模多機能居宅介護事業所 |
|------------|----------------------------|-------------------------|
| 公募周知 | 平成 30 年 3 月中旬 | 平成 30 年度～平成 31 年度中 |
| 公募要領の公表 | 平成 30 年 4 月上旬 | |
| 応募受付期間 | 平成 30 年 5 月 1 日から 5 月 21 日 | |
| 事業者の決定 | 平成 30 年 6 月中 | |
| 施設整備 | 平成 30 年度・31 年度中 | 平成 31 年度・32 年度中 |
| 事業開始（開所予定） | 平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月 | 平成 32 年 4 月～平成 33 年 3 月 |

5 事業者の選定

（1）選定方法

介護保険運営協議会において、事業予定者を審査し、審査結果に基づき、市が事業予定者を決定します。

（2）審査方法

書類審査（第 1 次審査）およびプレゼンテーション（第 2 次審査）により審査を行います。

6 施設整備に係る補助について

施設整備に係る補助金については、滋賀県が交付する「地域密着型サービス施設等整備費補助金」および「介護施設等開設準備経費補助金」を活用する予定です。なお、各施設に係る補助金上限額（平成 29 年度現在）は以下のとおりです。

（1）小規模多機能型居宅介護事業所

- ・施設整備費（ハード補助） 32,000 千円（基準額）
- ・開設準備経費（ソフト補助） 5,589 千円（621 千円×宿泊定員〔上限 9 人〕）

（2）看護小規模多機能居宅介護事業所

- ・施設整備費（ハード補助） 32,000 千円（基準額）
- ・開設準備経費（ソフト補助） 5,589 千円（621 千円×宿泊定員〔上限 9 人〕）